

【再評価】

事業区分	事業名	事業概要	経緯 上:事業化等 下:前回評価	事業費 [億円] 上:全体 下:H29末まで (進捗率)	前回評価時からの 費用対効果分析の要因の変化等	審議区分	再評価 該当要件	対応 方針 (原案)	備考	
河川	皆生海岸直轄海岸保全施設整備事業 (日野川河川事務所)	皆生海岸は、鳥取県西部に位置する弓ヶ浜半島の美保湾に面する海岸全体の総称であり、東は淀江漁港から日野川の河口を含み、西は境港までの約16kmの範囲である。皆生海岸の侵食防止を目的で、砂浜を保全するための沖合施設、突堤、護岸等の整備を実施する。	S35	272	有 前回評価時にB/C算定を省略	重点 審議	再評価後 3年経過	継続		
			H26再	224 (82%)						
河川	大山山系直轄火山砂防事業(日野川) (日野川河川事務所)	大山山系は侵食に対して極めて弱い地質のため、降雨の度に激しい土砂移動を生じている。豪雨時の流出土砂による直接の土砂災害や、下流域での河床上昇による洪水氾濫を防ぐために大山山系直轄火山砂防事業(日野川)を実施する。	S49	244	無	—	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
			H26再	44 (18%)						
河川	大山山系直轄火山砂防事業(天神川) (倉吉河川国道事務所)	大山山系は侵食に対して極めて弱い地質のため、降雨の度に激しい土砂移動を生じている。豪雨時の流出土砂による直接の土砂災害や、下流域での河床上昇による洪水氾濫を防ぐために大山山系直轄火山砂防事業(天神川)を実施する。	S11	179	無	—	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
			H26再	39 (22%)						
河川	千代川直轄河川改修事業 (鳥取河川国道事務所)	千代川下流部は鳥取県所在地の鳥取市があり、鳥取駅や鳥取県庁のほか主要産業の電子部品、製紙工場など立地し、中心市街地が形成され、旧鳥取市だけで流域内人口の約70%を占めており、ひとたび氾濫が生じた場合、甚大な被害が発生する可能性がある。 このため、千代川の国管理区間においては、平成19年5月に策定した千代川水系河川整備計画に基づき、戦後最大洪水である昭和54年10月洪水と同規模の洪水が発生しても計画高水位以下で安全に流すことを目標とする。	H19 (河川整備計画)	102	無	—	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
			H26再	71.5 (70%)						
道路	一般国道9号 多伎・朝山道路 (松江国道事務所)	一般国道9号は、京都府京都市から山口県下関市を結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。多伎・朝山道路は、緊急時の代替路線の確保、現道の隘路区間の解消、観光・医療・物流活動の支援、地域間広域交流の促進及び地域活性化を目的とした延長9.0kmの自動車専用道路である。	H18	472	有	事業費が10%以上増加	重点 審議	再評価を実施 する必要が 生じた事業	継続	
			H28再	386 (82%)						
港湾	岩国港装束～室の木地区臨港道路整備事業 (宇部港湾・空港整備事務所)	岩国港は、山口県東部、広島県との県境に位置し、岩国・大竹コンビナートを形成する石油化学など基礎素材産業の原材料、製品輸送を通じて産業活動を支える重要港湾である。 本事業は、岩国港における利用企業と埠頭間の輸送効率化、周辺環境の改善を図るため、埠頭間を結ぶ臨港道路を整備するものである。	H16	173	無	—	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	H29.3費用便益マニュアルが改定されたが、臨港道路整備事業については原単位のデフレート変換のみ。
			H26再	(54%)						
港湾	広島港海岸直轄海岸保全施設整備事業 (広島港湾・空港整備事務所)	広島市付近の沿岸域は、地形的に南向きで概して地盤も低いことから、高潮の被害を度々被っている。また、太田川デルタ地域に発達した市街地は、埋立により発展してきた歴史を持ち、地震に対して脆弱な地域である。 本事業は、高潮による浸水被害や、大規模地震後の津波による被害の軽減を図るため、護岸や堤防等の整備を行うものである	H17	183	無	—	重点 審議	再評価後 3年経過	継続	
			H26再	(82%)						

※1:「前回評価時からの費用対効果分析の要因の変化等」判定基準 以下A～Cのいずれも満たす場合、変化「無」

- A. 事業目的に変更がない。
- B. 社会経済情勢の変化がない。(例:地元情勢等の変化がない)
- C. 前回評価時において実施した費用便益分析に関する要因に変化がない。
  - 1. 費用便益分析マニュアルの変更がない。[例:B/C算定方法に変更がない。]
  - 2. 需要量等の変化がない。[需要量等の減少が10%以内]
  - 3. 事業費の変化[事業費の増加が10%以内]
  - 4. 事業展開の変化[事業期間の延長が10%以内]

# 平成29年度 第2回 事業評価監視委員会 対象事業位置図

